

産業建設常任委員会 所管事務調査報告書

西和賀町議会産業建設常任委員会付託案件、所管事務調査について、西和賀町議会会議規則第 777 条の規定により報告いたします。

所管事務調査付託案件は、西和賀町の農地を守るための獣害被害対策についてです。

調査目的は、本町の獣害被害・対策の現状把握と先進事例の現地調査についてです。

本所管事務調査は、先の 3 月定例会、会期中の全委員出席による常任委員会において現地調査を含めた調査、審査を実施する旨、決定し、閉会中の継続調査案件としていたものです。

令和 8 年 5 月 29 日、担当課である農林課による「西和賀町鳥獣被害対策」についての説明を受けた後、7 月 10 日、雫石町での現地視察調査を産業建設常任委員会、全委員により実施しました。

1. 西和賀町の獣害被害の現状と対策

冒頭、5 月 20 日に小繋沢で発生したツキノワグマによる人身被害における対応経過についての報告を受け、本町では初の重大事案であったことから緊急銃猟や発砲判断基準の明確化と速やかな対応手順の整備が急務であることを深く認識した。

本町の取組みとして、広報誌やホームページ、文書配布、告知放送による補助事業や狩猟免許所得説明会の開催、クマ出没情報投稿・閲覧アプリ(ベアーズ)の活用などの周知、町の公式ラインの活用や防除威嚇機の設置、猟友会による有害捕獲、県との連携による個体数管理業務、各種補助金交付事業や講習会・研修会を実施している。課題としては、財源不足や高齢化が進みハンター確保が難航している(現状 22 名)ことや、ベアーズや町の公式 LINE による鳥獣被害報告システムの構築など情報発信の強化が示された。

また、令和 7 年度の農作物被害額においては、花巻農林振興センターによる調査データによると水稻約 235a、被害量 13,000 kg、被害額 311 万円であった。他に大豆・そばの被害があるが、被害農業共済に提出されている被害額しか拾えないことや、農産物産出額以外の被害(畦畔の破壊など農地生産基盤の被害)はカウントされていない。被害実態把握が困難であることや「農地生産基盤被害」の評価基準がないこと示された。

クマの追払い対策として、宮城県石巻市のドローンを活用したクマ対策を先進事例とし、遠隔操作ができ特別な操縦資格が不要であることからクマの追払いのためのドローン運用に注目していると説明を受けた。

2. 雫石町の視察内容

雫石町の有害鳥獣被害対策の方針は、農家が主体的に行なう環境整備「よせつけない」と侵入防止「まもる」、町と鳥獣被害対策実施隊による捕獲「つか

まえる」の3本柱で体系化され被害防止と個体数減に取り組んでいる。

また、ハンターの確保や担い手の育成にも力を入れている。猟友会設立当初は120名以上いた会員であったが、平成28年度には一時14名まで減少した。翌年の平成29年度から開始したハンター確保の補助金交付事業（対象者：50歳未満・補助率100%・上限10万円）と未来のハンター育成研修会の開催などにより、受講者50名のうち10名が実施隊員となる成果を上げ、令和8年度は、女性の参画もあり男性43名、女性8名の実施隊員51名と劇的な回復を成し遂げている。平均年齢53.2歳、と若返りにも成功している。

若手ハンターの育成においては、ベテランとの協同活動や動画(YouTube等)を活用した技術習得が進んでいる。

また、令和3年5月より会計年度任用職員として「鳥獣被害対策専門員」を設置。令和7年4月からは2名体制で農作物被害の現地確認、鳥獣の追払い、罠の設置及び見回りなどの対応にあたっている。

防除対策では、国の交付金を活用した先進技術のICT（ドローン、サーモカメラ、捕獲通知機器、無線機）を積極的に導入している。

電気柵については、電気柵設置補助金交付事業を平成25年度より開始し（上限5万円・補助率1/2）その後、平成27年度に対象鳥獣を拡大し上限10万円へ増額、令和3年度以降は「2名以上かつ2ha以上」を条件に上限20万円（補助率1/2）まで拡充し、個別農家での設置だけでなく、地域社会（集落単位）で協力した広域的な設置を積極的に奨励している。

現地視察で訪れた小赤沢地区では、受益戸数11戸（全体戸数13戸）耕作面積11.87haを耕作者6名で管理する集落単位の共同設置による面的防衛を実施している。

設置年度は令和6年、事業費2,445千円、補助金額680千円、自己負担額1,765千円である。

鳥獣被害対策専門員による見回りや指導体制との連携で適正な設置管理をしながら防除効果を上げている。草刈りなど日頃の通電・維持管理が不可欠である点も共有することができた。

本町の電気柵設置補助は、補助率3分の2・上限150万円と補助率、上限額共に雫石町を上回っているが、集落単位の大規模な設置を促す体制にはなっていない。

3. 添付資料

農林課 説明資料「令和8年度における西和賀町鳥獣被害対策」
各委員の報告書

令和 8 年度における西和賀町鳥獣被害対策

町の取組（現状）

【広報】

広報 5 月号において鳥獣被害防除機材設置事業費補助金・狩猟免許取得等補助金・放任果樹伐採事業費補助金・ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金・狩猟免許取得説明会開催のお知らせ

【ホームページ掲載】

- ・ツキノワグマの被害対策
- ・県公式 LINE（ベアーズ）の周知
- ・各種補助金事業を掲載予定

【文書配布】

5/15 鳥獣被害防除機材設置事業費補助金チラシ全戸配布

【告知放送】

3 月 告知端末にて冬眠明けの熊出没注意喚起
随時 告知端末にて熊出没に対する注意喚起

【県公式 LINE（ベアーズ）の活用】

クマ出没情報投稿・閲覧アプリ Bears(ベアーズ)の運用
→熊の目撃情報はすべてベアーズに登録し、町内だけではなく町外にも情報発信

【町公式 LINE の活用】

熊の目撃情報だけではなく、被害状況についても報告が可能

【防除威嚇機（通称：爆音機）設置】

主に農地・学校周辺にクマ防除のため、爆音機を随時設置

【有害捕獲】

西和賀町猟友会に有害鳥獣捕獲等業務委託（春熊・有害捕獲等）を実施
小動物捕獲用アニマルトラップの貸し出し
県の指定管理鳥獣捕獲等業務（個体数管理）との連携

【各種補助金交付事業】

- ・鳥獣被害防除機材設置事業費補助金（電気柵）
補助率 2/3 上限 150 万円
- ・狩猟免許取得等補助金
補助対象経費の全額 上限 30 万円
- ・放任果樹伐採事業費補助金
補助率 1/2 上限 15 万円（対象樹木 1 本につき）
- ・ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金
補助率 1/2 上限 1 万円（申請は 1 回まで、補助は 1 本まで）

【講習会・研修会】

- ・有害鳥獣対策（追払い）を目的とし、煙火消費保安講習会への参加
- ・農業まつりにて、ハンターブース（電気柵展示）の出展
- ・狩猟免許取得説明会の実施（5 月）
- ・電気柵設置に係る講習会を実施予定

町の課題

【予算関係】

財源の確保

【人材】

ハンターの確保

【情報発信】

県公式 LINE（ベアーズ）・町の公式 LINE（鳥獣被害報告）のシステム構築

被害額の把握

【西和賀町】

- ・水稻
被害面積：約 235a 被害量：13,000kg 被害額：3,113 千円（R 7）
（花巻農林振興センター農業振興課による農作物被害調査による）

【他市町村（花北地域）との比較】

花北地域におけるR 4～6の農作物被害について、花巻市と北上市ではツキノワグマやイノシシだけではなく、鳥類や二ホンジカによる被害が確認されている。被害金額・被害面積は、花巻市・北上市は横ばいか減少傾向にあるが、当町はやや増加傾向である。特にツキノワグマによる被害が拡大している。

（詳細は別紙資料のとおり）

町で注目している先進事例

【ドローンの活用】

宮城県石巻市ではドローンによる熊スプレーでの追払いを実施するにあたり、当市・TerraDrone 株式会社・建設協会がドローン運用に係る協定を締結している。

当課においても、遠隔操作が可能であること、操縦についても特別な資格がいらないことから、熊追払いのためのドローン運用に注目している。

花北地域における野生鳥獣による農作物被害の発生状況について

花巻農林振興センター

1 農作物の被害金額

- 令和6年度の花北地域の農作物被害金額は約8千7百万円。県全体では約4億1千3百万円であり、県全体の21%が花北地域での被害。
- 昨年度と比較して約1千9百万円、約18%減少しているが、ツキノワグマによる被害が約950万円、約47%減、イノシシによる被害が約260万円、約70%減が主な理由である。
- 北上市においては被害金額は大きく減少しているが、花巻市は横ばい、西和賀町ではツキノワグマによる被害が増加(667千円、約37%増)したため、やや増加している。
- 花北地域の被害金額の約45%が、ニホンジカ被害によるもの。

表1 花北地域と県内の被害金額

(単位：千円)

		花北地域				岩手県				花北地域 /岩手県(R6)
		R4	R5	R6	R6/R5	R4	R5	R6	R6/R5	
鳥類	鳥類	27,440	28,411	26,246	92.4%	64,489	69,042	56,066	81.2%	46.8%
	ニホンジカ	33,388	41,099	38,986	94.9%	274,145	243,215	236,266	97.1%	16.5%
	ツキノワグマ	8,341	20,163	10,666	52.9%	33,137	99,662	32,956	33.1%	32.4%
	イノシシ	4,842	3,817	1,200	31.4%	40,685	60,108	45,911	76.4%	2.6%
	ハクビシン	20,578	8,745	6,356	72.7%	32,216	17,939	17,855	99.5%	35.6%
	その他	1,647	3,192	3,059	95.8%	21,874	27,670	23,870	86.3%	12.8%
合計		96,236	105,427	86,513	82.1%	466,546	517,636	412,924	79.8%	21.0%

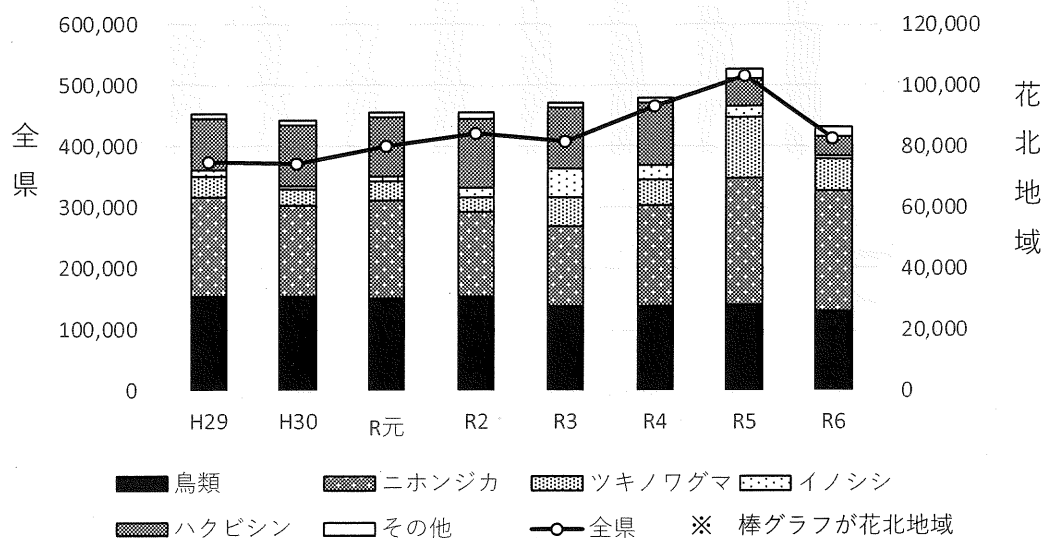
表2 花北地域の市町村別被害金額

(単位：千円)

		花巻市			北上市			西和賀町		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
鳥類	鳥類	27,440	26,196	26,183	0	2,215	63	0	0	0
	ニホンジカ	28,584	31,132	34,559	4,804	9,967	4,427	0	0	0
	ツキノワグマ	7,647	10,310	7,850	300	8,058	354	394	1,795	2,462
	イノシシ	1,963	1,261	576	568	1,980	360	2,311	576	264
	ハクビシン	20,578	6,767	6,356	0	1,978	0	0	0	0
	その他	1,647	2,928	3,059	0	264	0	0	0	0
合計		87,859	78,594	78,583	5,672	24,462	5,204	2,705	2,371	2,726

グラフ1 花北地域と県内の被害金額

(単位：千円)



2 農作物の被害面積

- 花北地域の被害面積も、金額と同様に減少。
- 令和6年度の農作物被害面積は県全体で 30,997 a、花北地域は 5,551 a と県全体の約 18% が花北地域での被害。
- 北上市においては被害面積も大きく減少、花巻市も減少。一方で、西和賀町はやや増加。

2.3 花北地域と県内の被害面積

(単位：a)

		花北地域				岩手県				花北地域 /岩手県 (R6)
		R4	R5	R6	R6/R5	R4	R5	R6	R6/R5	
鳥類		1,268	1,533	1,263	82.4%	5,704	5,199	3,884	74.7%	32.5%
獣類	ニホンジカ	4,079	3,173	3,044	95.9%	33,538	27,501	20,195	73.4%	15.1%
	ツキノワグマ	559	1,103	805	73.0%	3,216	7,898	2,483	31.4%	32.4%
	イノシ	1,437	1,410	154	10.9%	4,602	6,682	2,935	43.9%	5.2%
	ハクビシ	893	995	117	11.8%	2,931	1,366	417	30.5%	28.1%
	その他	100	267	168	62.9%	3,383	2,134	1,083	50.7%	15.5%
合計		8,336	8,481	5,551	65.5%	53,374	50,780	30,997	61.0%	17.9%

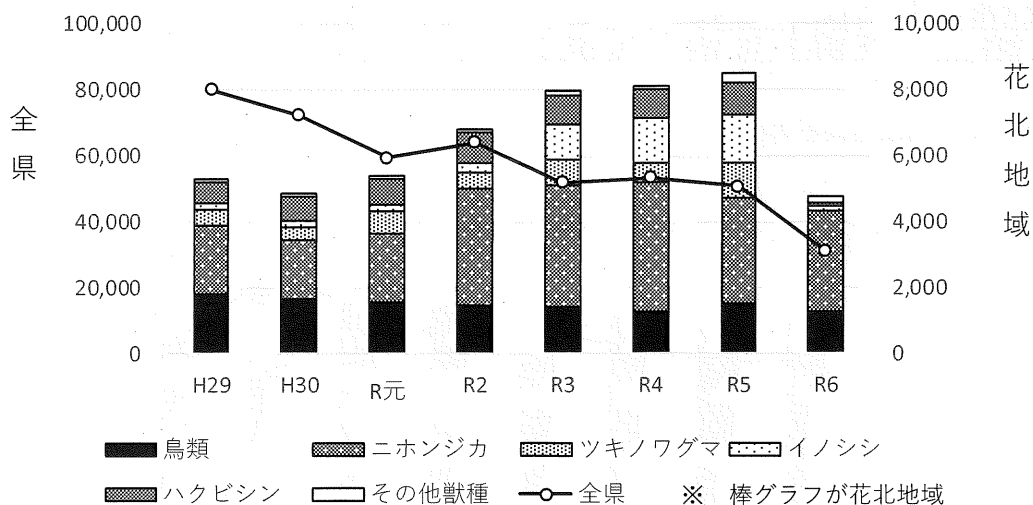
表4 花北地域の市町村別被害面積

(単位：a)

		花巻市			北上市			西和賀町		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
鳥類		1,268	1,268	1,262	0	265	1	0	0	0
獣類	ニホンジカ	2,235	1,457	1,842	1,844	1,716	1,202	0	0	0
	ツキノワグマ	485	741	501	44	225	76	30	137	228
	イノシ	905	96	88	212	1,229	27	320	85	39
	ハクビシ	893	961	117	0	34	0	0	0	0
	その他	100	164	168	0	103	0	0	0	0
合計		5,886	4,687	3,978	2,100	3,572	1,306	350	222	267

グラフ2 花北地域と県内の被害面積

(単位：a)



3 品目別の被害額及び被害面積

令和6年度の花北地域の被害額上位3品目は、果樹、稲、野菜の順。

表5 花北地域の品目別の被害額及び被害面積

品目	R4		R5		R6	
	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害額 (千円)	被害面積 (a)
稲	② 8,528	2,395	② 19,580	1,486	② 15,241	1,208
麦類	845	1,043	1,114	1,326	449	489
豆類	1,634	793	2,077	1,060	1,465	729
雑穀	1,431	750	1,572	760	1,572	760
果樹	① 76,620	2,644	① 68,894	2,931	① 57,222	1,849
飼料作物	③ 3,554	512	2,391	349	1,594	251
野菜	1,074	116	③ 6,760	216	③ 6,659	202
いも類	60	23	58	2	61	3
工芸作物	0	0	700	240	0	0
その他	2,490	60	2,281	111	2,250	60
合計	96,236	8,336	105,427	8,481	86,513	5,551

4 獣種別上位3品目の被害額及び前年比

令和6年度の花北地域の獣種別被害額の最も多い品目は、シカ、クマ、鳥類は果樹、イノシシは稲、ハクビシンは野菜であった。

表6 令和6年度の花北地域の獣種別上位3品目の被害額及び前年比

	シカ			イノシシ			クマ		
	品目	被害額 (千円)	前年比 (%)	品目	被害額 (千円)	前年比 (%)	品目	被害額 (千円)	前年比 (%)
1	果樹	24,530	99.3	稲	893	39.3	果樹	6,498	45.1
2	稲	9,436	83.7	飼料作物	264	45.8	稲	3,807	77.6
3	豆類	1,445	70.1	麦類	43	4.4	飼料作物	330	40.7
	その他	3,575	117.1	その他	0	0	その他	31	59.6
	合計	38,986	94.9	合計	1,200	31.4	合計	10,666	52.9

	ハクビシン			鳥類		
	品目	被害額 (千円)	前年比 (%)	品目	被害額 (千円)	前年比 (%)
1	野菜	4,395	94	果樹	24,253	94.3
2	果樹	1,941	47.7	稲	1,105	99.7
3	豆類	20	皆増	雑穀	888	100
	その他	0	0	その他	0	皆減
	合計	6,356	72.7	合計	26,246	92.4

西和賀町議会 産業建設常任委員会

所管事務調査 視察研修報告書

北 村 嗣 雄

期 日 令和 8 年 7 月 1 0 日 (金)

視察 研修先 雫石町役場 他

研修 目的 有害鳥獣対策について

1 雫石町 役場にて座学 雫石町の鳥獣被害対策の方針概要又雫石町の鳥獣被害対策実施隊、鳥獣被害状況について説明を受けた。

注目する雫石町の取り組みの事項

① 雫石町は先進的な対策の取り組みもあり、対策に背景や理由、具体的な手順など詳細に情報収集が明確されている。官民一体化した早期の取り組みの実績が強みの背景とも伺える。

② 令和 3 年 5 月から通年で鳥獣被害対策専門員を雇用(会計年度任用職員)。令和 7 年 4 月から 2 名体制で農作物等被害の現地確認、鳥獣の追払い、罠の設置及び見回り等、主な業務としており目撃、被害の情報に即対応している。町が対策専門員の配置の対応効果は大きいと思われる。本町も今後の被害対策に検討の参考施策にしてはと思われる。

③平成 28 年度、14 名まで減少した実施隊員(猟友会員)が現在 51 名まで増員活動している。過去 10 年間で 4 倍に増員した結果の取り組み、平均年齢 53. 2 歳の成果は凄い。本町は高齢化が進み増員は難しいと思われるが現状の 22 名の維持に努力すべきである。

2 電気柵設置状況(小赤沢地区)の現地視察した。

①設置面積 8.4ha 耕作者 6 名 外周 約 2.861m の共同設置事業

本町は個人ごとの電気柵設置が多い、これまで設置が遅れて被害も増えている地域更に被害対策が求められる、本町も地域ごと又は団地ごとの設置が対策の効果は、必須である。共同設置や団地ごとの設置には土地所有者や関係者の農地への設置許可証が必要などの課題からなかなか設置が進まないとの状況が聴こえる。農地所有者、耕作者は互いに信頼関係の元で貸し借りしてる訳だから地元自治体として考慮して見直しなどで設置を進めることが出来れば最良と思われるが聞きたいところである。

所管事務調査 視察研修報告書

高 橋 義 彦

期 日 令和 8 年 7 月 1 0 日 (金)

視察 研修先 雫石町役場、雫石町内鳥獣被害対策実施地域

研修 目的 農地を守る獣害被害対策について

報告

平成 25 年に鳥獣被害防止対策協議会が、町、農協、国の三者出資のもと設置され、実施隊(隊員は猟友会員)を編成される等、早くから独自の取組みをされてきた雫石町を視察。

座学にて、町としての対策方針、概要、被害状況、具体的な取組みについて伺った。

注目すべきは、実施隊員の確保、対策専門員(会計年度任用職員)の雇用である。実施隊員が、一時 14 名まで減少したものを、現在 51 名、7 班体制で活動されているとの事。

当然ながら、免許取得に対する交付金の制度もあるが、作付け作物を変更する等、住民意識の向上が地域推薦をも産み出している様である。

また、専門員の配置によって、より迅速な対応が取られている。里山や河川敷の管理についても、確固たる考えのもとに管理されている様でした。

今回の視察研修で得られた知見を、当町の対策にも活かして行きたいと考えます。

有害鳥獣対策 雫石町視察研修報告書

令和 8 年 7 月 17 日

西和賀町議会 産業建設常任委員会 委員 唐仁原 俊博

視察日	令和 8 年 7 月 10 日（金）
視察先	雫石町（雫石町役場 ほか／現地視察：小赤沢地区）
視察事項	有害鳥獣対策について
対応	雫石町議会・農林課（林業振興室・林業対策室）ほか

1. 視察の概要

- ・ 雫石町の鳥獣被害対策は、「環境整備（よせつけない）」「侵入防止柵の設置（まもる）」「捕獲（つかまえる）」の 3 本柱で構成されている。
- ・ 有害鳥獣被害対策実施隊は、高齢化により平成 28 年に 14 名まで減少したが、新規ハンター確保のための補助（50 歳未満・補助率 100％）や育成研修会、女性の参画などにより、令和 8 年度は 51 名まで回復している。
- ・ イノシシは平成 28 年に町内で初めて確認され、その後わずか数年で生息域が町内全域に拡大した。捕獲頭数は年々増加している。
- ・ ツキノワグマは、令和 7 年度に目撃・被害 510 件、捕獲 86 頭と急増し、死亡を含む人身被害も発生している。
- ・ 電気柵設置補助は、令和 3 年度以降「2 名以上かつ 2ha 以上の圃場は上限 20 万円」とするなど、個々の農地を別々に囲うより、集落単位で共同設置することを促す制度設計となっている。現地視察した小赤沢地区（約 11.87ha・受益 11 戸）は、その実装例であった。

2. 所感

今回の視察で最も学んだのは、獣種を問わず有効な「面的防御」の考え方である。個々の農地を別々に囲うのではなく、集落単位で一団の農地をまとめて囲う方が効果的だと確認できた。この点について、国のマニュアルは次のように述べている。

侵入防止柵を設置する場合、個人ごとで設置した方が管理を各人が行うので良いというような話もある。確かに個人ごとにコンパクトに囲んだ方が、目が行き届きやすく、自身の圃場のみを囲んでいるので、対策の実施や維持管理の責任なども自家で完結し、対策効果や対策意欲も測りやすいといえる。しかしながら、Aさんが柵を張れば隣のBさんの畑にイノシシが出て、近隣農家が気まづくなったという話もあり、本来は近隣の農家や住民と連携して各自の負担を減らしつつ、集落ぐるみで鳥獣被害に負けない地域をつくっていくことが理想である。そのためにも、侵入防止柵設置は対策の第一歩であり、資材選び、ルート選び、管理体制づくりなどを地域の将来像を見据えながら話し合って決めて行くことが、正しい柵設置の考え方といえるであろう。

農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】令和5年3月版」より

ただし、集落ぐるみの共同設置は、集落が連なるほど、費用・土地・管理責任の調整が難しくなる。雫石町でも、山際に集落が連なる地域では役場が主導しても一体化は難しく、実際に共同設置が成立した2つの集落は、いずれも「自分たちだけで決着できる」比較的孤立した集落であったという。個々がばらばらに設置するより対策は進むが、その出発点は、自分たちで話し合い決められる、まとまりのある集落単位に置くのが現実的だと考える。

西和賀町の近年の農作物被害を見ると、ツキノワグマによる被害が拡大する一方（令和4年度 394 千円→令和6年度 2,462 千円）、イノシシによる被害額は減少している（同 2,311 千円→264 千円）。ただし、これをもって「イノシシの脅威は去った」と読むのは早計である。イノシシは既に町内に生息しており、雫石町では、イノシシの被害件数が減少する局面

でも、生息・捕獲はむしろ拡大していた。いずれの獣に対しても、集落単位の面的防御は有効に働く。

注目すべきは、西和賀町の備えの現状である。町の電気柵設置補助は補助率 3 分の 2・上限 150 万円と、集落単位の大規模な設置にも対応できる設計になっている。つまり、足りないのは補助制度ではなく、「どの範囲を、誰と、どう囲うか」を集落自身が話し合い、合意形成する仕組みの方である。被害が本格化してから慌てるのではなく、今のうちから、集落がまず現状を知り、話し合いを始められる環境を、町として整えていくべきではないか。その入口をつくることが出発点になると考える。

担い手の確保についても学ぶ点が多かった。西和賀町も「ハンターの確保」を自らの課題に挙げているが、雫石町は実施隊員を 14 名から 51 名まで回復させており、その背景には、新規ハンターへの手厚い補助、育成研修、そして女性の参画があった。西和賀町の担い手確保にも通じるヒントである。

最後に、獣害対策は森林・里山の管理と切り離せない。緩衝帯の刈払いは林業再生とも地続きであり、今後さらに掘り下げていきたい。

令和 8 年 7 月 17 日

産業建設常任委員会 所管事務調査報告書

産業建設常任委員 中村ひとみ

先日実施しました所管事務調査について下記の通り報告いたします。

記

1. 概要

件名：有害鳥獣対策視察研修

目的：「鳥獣被害から農地を守る」先進的取組みの視察研修

日時：令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 1 時 30 分～

場所：雫石町役場 3 階 305 号委員会室（座学）

現地視察：小赤沢地区での電気柵設置状況を視察

視察研修参加者

西和賀町 8 名

＜産業建設常任委員会＞

委員長：北村 嗣雄

副委員長：高橋 義彦

委員：刈田 敏／真嶋 実／唐仁原 俊博／中村 ひとみ

＜議会事務局＞

局長：小松 重貴／主任：佐々木 大和

現地視察対応者 雫石町 7 名

＜雫石町議会＞

副議長：山崎 留美子／議会事務局 局長補佐：清水 真紀

＜執行部＞

農林課 課長：相澤 幸司

同課 林業振興室 係長：平野 友彦

同課 林業対策室 鳥獣被害対策専門員：村上 敦美

＜現地対応＞

小赤沢環境保全推進会 事務局 小志戸前 真吾

2. 報告事項

視察研修では農林課林業振興室 坂井室長による座学を配布資料に沿って雫石

町の有害鳥獣による農地被害対策の取組を中心にご説明いただきました。

雫石町では平成 28 年に町内で初のイノシシを確認、センサーカメラと罠を 設置し 1 か月後に捕獲に成功したが、その後、罠を警戒して入らないことや、くく り罠では危険を伴うため、リスク回避として捕獲に銃器を用いている。また、 イノシシの作物被害を回避するためイモ類の栽培を止め、豆やネギへと作付転換 する農家さんが増えているとの説明を受けた。

獣害被害の防除対策として、平成 27 年から自家用と販売目的の農畜産物生 産者向けに、電気柵の設置事業費補助金を導入、これまで幾度と補助額の限度 額 や要件を変更しながら資材の購入費用に対する助成を実施している。（詳細 は現地視察資料を参照）

また、増え続けるイノシシとツキノワグマによる被害に職員では対応しきれ ず、令和 3 年 5 月に通年雇用の鳥獣被害対策専門員（会計年度職員）2 名を設 置した。殆どの自治体ではこのような専門の課が存在していない。また、ハン ター確保に向けた手厚い補助金交付事業を展開し、一時 14 名まで減少した猟 友会員も令和 8 年度には、51 名となり、平均年齢も 53 歳と若返りの傾向に ある。

若手猟友会員の殆どが本業との兼務であることから、急務時は、日中手が空 いているベテラン隊員に要請するケースが多いのが現状だが、若手は各々 YouTube など解体などを勉強しているとのことだった。

村上専門員からは、週末に若手とベテランと一緒に活動する機会を調整 しているとの説明も受けた。

雫石町では、国の交付金を活用した ICT の導入（ドローン、サーモカメラ、 捕獲通知機器、無線機でのコミュニケーション）による先進的な取組みも行な っている。

本町においても、担い手の育成にはベテランとの活動や実践の積み重ねが求め られる。猟友会員の若手ハンターの確保や捕獲技術の向上など課題は大きい。

（事前質問へは別紙の通りご回答をいただいた。）

座学終了後、小赤沢地区で電気柵設置状況の現地視察を行い、電気柵の設置後 は、しっかり草刈りし通電を忘れずに行うことが獣害被害に効果的であると改め て認識した。

< 考察 >

① 捕獲と併せた寄せ付けない環境整備（ゾーニング）の必要性

本町におけるツキノワグマの出没数は過去に経験ない程の件数となり深刻な人身被害も発生してしまった。今後も動物の生息圏が拡大していくことでツキノワグマ、イノシシ、シカによる被害は益々深刻になっていくものとする。

鳥獣被害対策の担当課は農林課であるが、出没後のモグラ叩き戦の後手、後手対応では根本的な解決とならない。

広範囲の電気柵は容易ではない。捕獲と併せた寄せ付けられない環境整備（ゾーニング）と真剣に向き合う時である。

栗などの放任果樹の伐採はもとより、人間の生活圏に自生する野生動物の食糧となる樹木（桑の実、シナノキ科の樹木や堅果類など）の伐採や整備を考慮すべきではないだろうか。

容易なことではないが、動物と人間の住み分けは、農地を守る防除対策の戦略的な取り組みだと考える。

② 獣害対策専門の課及び専門員の必要性

前述で述べたゾーニングなど戦略的な鳥獣被害対策を遂行するには、野生生物の生態や自然環境の多面的な知識を有する有識者による鳥獣被害対策専門員と専門の課が必要であるとする。

雫石町林業振興室の坂井室長は「ツキノワグマの移動経路となる河川敷の樹木を伐採すれば見晴らしは良くなるが、数年後にはカヤが繁茂し見通しが悪くなる。見晴らしの良い森林を目指したい」と話された。

ただ伐採すれば良いということではない。改めて自然の摂理を考える機会となった。

終わりに、視察前日の雫石町では民家にツキノワグマが侵入する事態が発生、県が動き罠の設置など慌ただしい状況下、農林課、雫石町議会、小赤沢環境保全推進会事務局の各位におかれましてはご多忙の中、ご対応いただき心から感謝御礼申し上げます。

特に現地視察では、猛暑の中、汗を拭いながら丁寧にご説明ならびにご対応をいただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

資料：○令和 7 年度 雫石町鳥獣被害防止計画

○有害鳥獣対策現地視察資料

○事前質問への回答書

以上

西和賀町議会 産業建設常任委員会 所管事務調査

～ 農地を守る獣害被害対策のための現状と課題の把握 ～報告書

西和賀町議会 産業建設常任委員 真嶋 実

調査事項

I. 農林課による座学

期日 令和8年5月29日

内容 令和8年度における西和賀町鳥獣被害対策

(1) 5月の熊被害についての報告

5月20日、小繋沢における重大事案発生後の対応経過について報告

※ 場所が山中で緊急銃猟に該当せず、被害者の救出を優先し、県の口頭許可を得て猟友会が発砲。判断に迷ったとのことで、判断基準明確化と速やかな対応手順整備が課題。

(2) 町の取組(現状)

◎町広報紙・ホームページ掲載・文書配布(補助金チラシ全戸配布)・告知放送・県公式LINE(ベアーズ)・町公式LINEの活用など 情宣活動

◎防除威嚇機(通称:爆音機)設置

◎有害捕獲 西和賀町猟友会に有害鳥獣捕獲等業務委託(春熊猟・有害捕獲等)を実施
小動物捕獲用アニマルトラップの貸し出し

◎県の指定管理鳥獣捕獲等業務(個体数管理)との連携

◎各種補助金

・鳥獣被害防除機材設置事業費補助金(電気柵) 補助率 2/3 上限 150 万円

・狩猟免許取得等補助金 補助対象経費の全額上限 30 万円

・放任果樹伐採事業費補助金 補助率 1/2 上限 15 万円(対象樹木 1 本につき)

・ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金 補助率 1/2 上限 1 万円

(申請は 1 回まで、補助は 1 本まで)

◎講習会・研修会・狩猟免許取得説明会開催

・有害鳥獣対策(追払い)を目的とし、煙火消費保安講習会への参加 ・農業まつりにて、ハンターブース(電気柵展示)の出席 ・狩猟免許取得説明会の実施(5 月) ・電気柵設置に係る講習会を実施予定

※ 観光旅館等農業以外への対応策として、ヒアリング後 6 月定例議会に商工振興費から鳥獣被害防除機材設置補助金 4,000 千円が一般会計補正予算として上程可決された。

(3) 町の課題

◎財源・人材＝ハンターの確保

◎情報発信 県公式 LINE(ベアーズ)・町の公式 LINE(鳥獣被害報告)のシステム構築

(4) 被害額の把握

◎西和賀町 水稻 被害面積:約 235a 被害量:13,000kg 被害額:3,113 千円

(R7) (花巻農林振興センター農業振興課による農作物被害調査による)

※ 他に大豆・そばで被害があるが、被害農業共済に提出されている被害額しか拾えない。また、農産物産出額以外の被害、畦畔の破壊など農地生産基盤の被害はカウントされていない。

(5) 町で注目している先進事例

◎ドローンの活用 宮城県石巻市ではドローンによる熊スプレーでの追払いを実施
遠隔操作が可能であること、操縦についても特別な資格がいらない

石巻市・TerraDrone 株式会社・建設協会がドローン運用に係る協定を締結

※ サーマル（熱感知）機能が搭載されていると、熊をすぐに見つけられて非常に効果的

Ⅱ．有害鳥獣対策 雫石町視察研修

期日 令和8年7月10日

視察先 雫石町（雫石町役場 ほか／現地視察：小赤沢地区）

視察事項 雫石町における有害鳥獣対策について

対応 雫石町議会 山崎留美子副議長ならびに事務局局長補佐 清水真紀

雫石町農林課 課長 相澤幸司、農林課林業振興室室長 坂井悟、林業振興室係長 平野友彦

林業対策室鳥獣被害対策専門員 村上敦美、総合政策課政策推進係主事 荻間沢祐太

電気柵視察対応 小赤沢環境保全推進会事務局 小志戸前真吾

（１）雫石町の有害鳥獣被害対策の方針

よせつけない（環境整備）・まもる（侵入防止柵設置）・つかまえる（捕獲）

3本柱により被害防止・個体数減

（２）雫石町の鳥獣被害対策の概要について

・平成25年3月1日に**雫石町鳥獣被害防止対策協議会**を設立。

同年4月より**雫石町鳥獣被害防止実施隊（隊員は猟友会員）**を編成。

主な活動として、有害鳥獣捕獲、住宅密集地でのツキノワグマの追払い、
周辺パトロール等を行っている。

・平成25年度から電気柵設置に係る補助金交付事業を開始。

・**雫石町内でのイノシシ確認は平成28年2月。**

（町内南部で初めてセンサーカメラにて撮影、複数頭確認される）

平成31年4月に町内の北部にて目撃され、イノシシの生息が町内全域へ拡大

・**令和3年5月より通年で鳥獣被害対策専門員**を雇用（会計年度任用）

令和7年4月より2名体制。主な業務として、農作物等被害現地確認、
鳥獣の追払い雨罟の設置及び見回りなど

（３）雫石町鳥獣被害対策実施隊について

・**平成28年度には実施隊員（猟友会員）が14名まで減少**

・平成29年度から、新たなハンターを確保するための補助金交付事業

（対象者:50歳未満、補助率100%（上限10万円））補助金申請者27名（うち1名返還）

・令和4年度から未来のハンター育成研修会を開催。（R4.5は年2回）受講者延べ50名
（うち10名が実施隊員に）

・令和8年度は実施隊員51名で活動。

隊長1名、副隊長2名、班長7名 男43名女8名、平均年齢53.2歳

（４）雫石町の鳥獣被害状況について

当日資料表による、**数字は住民の意識により報告数変動が大きく影響**

・有害鳥獣による農作物被害の状況は農作物産出額による

イノシシの被害回避のためイモ類から、豆やネギへと作付け転換も

・ツキノワグマ人身被害の状況

人身被害は過去にも何度か発生はしていたものの、令和５年度、７年度と出没が多発した際は、人身被害も多くなる傾向、実施隊員が放獣作業中に被害に合うケースも

※ 対策を始めた初期、平成２８年ころはイノシシをターゲットに罠を設置するも、幼獣は柵からすり抜け脱出し、またツキノワグマが入り込むことが多く、捕獲制限のため罠を機能させるのが難しかったとのこと

（５） 雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金について

当初（H25・26）はニホンジカを対象に電気柵の設置に対し助成。

補助率交付基準単価 540 円/m 上限 50,000 円補助率 1/2（県 1/4 ・1/4）

H25 実績 3 件設置延長 1,110m H26 実績 0 件（要望無し）

H27～ 雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金

シカ以外も対象となる下記、町単補助事業を新たに実施。

・ 補助事業の変遷（補助率及び要件）

H27 50%（限度額 10 万円/戸）

H28 自家用の農地又は農業生産施設も補助対象とする。

販売目的用 50%（限度額 10 万円/戸）・自家用 30%（限度額 3 万円/戸）

H30 上限額変更（補助率変更なし）

販売目的用 8 万円・自家用 2 万円

R01 上限額変更（補助率変更なし）

販売目的用 5 万円・自家用 1.5 万円

R02 上限額・補助率変更

設置面積 1ha 以上（50%：上限額 8 万円）

設置面積 1ha 未満（50%：上限額 4 万円）

R03～ 対象要件の拡大と上限額の変更

2 名以上かつ 2ha 以上の圃場(50% :上限額 20 万円)

R07～ 2 回目以降の申請（1 年 1 申請）受付（ただし、上限額は 1 回目の半額）

（６） 電気柵設置状況《現地視察箇所図面》

現地視察先 小赤沢地区について

概要

受益戸数（補助分） 11 戸（全体戸数 13 戸）

耕作者 6 名 面積 11.87ha

事業費 2,445,000 円 補助金額 680,000 円 自己負担等 1,765,000 円

III. 所見

(1) 農林課による座学

まず、農林課による座学対応について、5月20日に発生した重大事案から10日と対応に追われる中、詳細な報告を頂いたことに感謝申し上げます。

西和賀町はこれまで、生活の周辺にツキノワグマも生息していることが当たり前のこととして、人間との一定の距離感が保たれているとの過信があったこと、大いに反省されるとともに、今後もクマと予期せぬ遭遇の可能性が高いこと、対策の難しさを学んだ。特に財源・人材（ハンター）の確保、情報発信という町の課題を認識したうえで、雫石町での先進事例視察に向き合うことができた。

(2) 雫石町視察

今回の視察直前から、雫石町ではツキノワグマによる人家への侵入が頻発し、全国ニュースにも取り上げられる中で、丁寧な対応をしていただいたことに感謝申し上げます。

雫石町における鳥獣被害と対策の経緯について、イノシシの被害に対する電気柵設置による対応が早くから行われていたとの認識であったが、イノシシが実際に確認されたのは平成28年であり、まだ10年しか経っていないこと、確認の翌年には目撃報告がピーク（113件）を迎え、捕獲頭数は年々増加していることに驚いた。生息数はさらにネズミ算的に増えているのではないかと、また町境を超え、西和賀町での生息数も同様に増えているのではないかと危惧される。

当町における課題として挙げられた 人材（ハンター）の確保について、雫石町でもかつて120～130名いた猟友会員が。町鳥獣被害防止対策協議会設立、鳥獣被害防止実施隊（隊員は猟友会員）編成ののち、平成28年度に隊員（猟友会員）が14名まで減少しているが、翌平成29年度から新たなハンターを確保するための補助金交付事業開始、さらに令和4年度から未来のハンター育成研修会開催することで令和8年度には実施隊員51名を確保しており、事業継続による効果を実感した。

農林業における、鳥獣被害をどのようにとらえ数値化するかについて、農産物の産出額に加えて、畦畔破壊など農地生産基盤への影響が重大と考えているが、現状では評価基準がなく、雫石町でも評価を算定するための作業量や、現状での生産基盤管理状況のとらえ方などを懸念しており、真の意味での被害実態把握の難しさを感じた。

電気柵設置事業については当初ニホンジカを対象としたものだったが、その後はイノシシ、ツキノワグマと対象獣の変化により、電気柵の設置方法も合わせて対応しており、補助対象要件や上限額など年を追うごとに実態に即した事業として変化を続けていることに感心した。

電気柵は設置して終わりではなく、どのように管理維持していくかが肝要であり、小赤沢地区での取り組みは西和賀町でも参考にしてゆかなければならない。

人間の生活空間とツキノワグマの生息環境の境界について、河川敷など一律に皆伐するような手法では、すぐにカヤの藪になってしまい、むしろツキノワグマが隠れ危険になる。里山において人間の生活空間と自然の境界に見通しの良い林を作ることが大切との考えに共感を覚えた。

西和賀町議会産業建設常任委員会所管事務調査報告書

刈田 敏

期日 令和 8 年 7 月 10 日

調査内容 有害鳥獣対策について

場所 雫石町役場、現場視察(雫石町小赤沢地区)

1、有害鳥獣対策についての現状、質疑応答(雫石町役場)

所見

これまでの雫石町が取り組んできた鳥獣被害対策についての状況を知ること、今後西和賀町が取り組んでいくための課題解決へ向けての参考になった。

○被害対策の基本でもある「よせつけない」「まもる」「つかまえる」といった、分かりやすい 3 本柱で取り組むことで、事業がスムーズに進んでいくと考える。

「よせつけない」草刈り等については各地域で自ら協力し安全を確保することが重要と考える。

「まもる」侵入防止柵については被害について有効かつ効率的な設置が大きなポイントで補助金についても目的に沿った運用がなされなければいけないと考える。

「つかまえる」ハンターの確保について、早急な対応が必要と考えるが、実施隊への報酬のあり方、備品(わな、銃猟に必要な備品)に対する補助の検討が必要。

○研修の中で、樹木伐採について伐採後の管理について課題があるとの報告もあり現場の状況を見ながら検討する必要があると考える。

2、電気柵設置状況についての現場視察(小赤沢地区)

所見

○地域全体での電気柵設置は十分効果があるとの話で現場をみながらの視察は参考になった、課題として、電気を通電していない状況では被害は避けられない、こまめな管理が必要との説明もあり状況を見ることができた。

○集落連携型電気柵の活用で鳥獣被害を防止することが可能ということで、さまざまな課題を解決しながら活用して行くことが重要と考える。